ハ　退院・退所加算(II)イ　600単位	（新設）
ニ　退院・退所加算(II)ロ　750単位	（新設）
ホ　退院・退所加算(III)　900単位	（新設）
ヘ～チ　（略）	ヘ～チ　（略）
リ　ターミナルケアマネジメント加算　400単位	（新設）
注　在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、１月につき所定単位数を加算する。	

（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第三条　指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　指定施設サービス等に要する費用（別表中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費（特定治療に係るものに限る。）として算定される費用及び特別療養費、介護療養施設サービスに係る特定診療費並びに介護医療院サービスに係る緊急時施設診療費（特定治療に係るものに限る。）として算定される費用及び特別診療費として算定される費用を除く。）の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。	二　指定施設サービス等に要する費用（別表中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費（特定治療に係るものに限る。）として算定される費用及び特別療養費並びに介護療養施設サービスに係る特定診療費として算定される費用を除く。）の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
三　（略）	三　（略）
別表	**別表**
指定施設サービス等介護給付費単位数表	指定施設サービス等介護給付費単位数表
1　介護福祉施設サービス	1　介護福祉施設サービス
イ　介護福祉施設サービス費（１日につき）	イ　介護福祉施設サービス
(1)　介護福祉施設サービス費	(1)　介護福祉施設サービス費（１日につき）
(一)　介護福祉施設サービス費(I)	(一)　介護福祉施設サービス費
a　要介護１　557単位	a　介護福祉施設サービス費(I)
b　要介護２　625単位	i　要介護１　547単位
c　要介護３　695単位	ii　要介護２　614単位
d　要介護４　763単位	iii　要介護３　682単位
e　要介護５　829単位	iv　要介護４　749単位
(二)　介護福祉施設サービス費(II)	v　要介護５　814単位
a　要介護１　557単位	b　介護福祉施設サービス費(II)
b　要介護２　625単位	i　要介護１　547単位
c　要介護３　695単位	ii　要介護２　614単位
d　要介護４　763単位	iii　要介護３　682単位
e　要介護５　829単位	iv　要介護４　749単位